

令和6年第1回山ノ内町議会定例会会議録

---

山ノ内町告示第16号

令和6年2月27日（火） 山ノ内町役場議場に開く。

---

令和6年2月27日（火） 午前10時開会

---

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 1号 専決処分の報告について  
専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 4 報告第 2号 専決処分の報告について  
専決第17号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 5 承認第 1号 専決処分の承認について  
専決第 1号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 1号 山ノ内町永世名誉町民の称号の贈呈について
- 7 議案第 2号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）
- 8 議案第 3号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 4号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第 5号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 11 議案第 6号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）
- 13 議案第 8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 9号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第10号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 山ノ内町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第13号 山ノ内町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 長野県志賀高原自然保護センター条例の制定について
- 21 議案第16号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 2 2 議案第 1 7 号 山ノ内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 3 議案第 1 8 号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 4 議案第 1 9 号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 5 議案第 2 0 号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 6 議案第 2 1 号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 7 議案第 2 2 号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 2 8 議案第 2 3 号 令和 6 年度山ノ内町一般会計予算
- 2 9 議案第 2 4 号 令和 6 年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 3 0 議案第 2 5 号 令和 6 年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 3 1 議案第 2 6 号 令和 6 年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 3 2 議案第 2 7 号 令和 6 年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 3 3 議案第 2 8 号 令和 6 年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 3 4 議案第 2 9 号 令和 6 年度山ノ内町水道事業会計予算
- 3 5 発委第 1 号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例について

---

○ 本日の会議に付した事件……………議事日程に同じ

---

○ 出席議員次のとおり（13名）

1 番	小 田 孝 志 君	9 番	高 田 佳 久 君
2 番	畔 上 恵 子 君	1 0 番	渡 辺 正 男 君
3 番	小 林 仁 君	1 1 番	山 本 光 俊 君
4 番	志 鷹 慎 吾 君	1 2 番	小 林 克 彦 君
5 番	塚 田 一 男 君	1 3 番	白 鳥 金 次 君
6 番	湯 本 るり子 君	1 4 番	湯 本 晴 彦 君
8 番	徳 竹 栄 子 君		

---

○ 欠席議員次のとおり（なし）

---

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 山 本 佳 史 議事係長 湯 本 寿

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	副町長	久保田敦君
教育長	竹内延彦君	会計管理者	小林佳代子君
総務課長	古幡哲也君	税務課長	高木和彦君
健康福祉課長	小林一夫君	農林課長	宮崎弘之君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	望月弘樹君
教育次長	田中浩幸君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	常田和男君	代表監査委員	山本政宏君

---

(午前10時00分)

**議長（湯本晴彦君）** おはようございます。本日は雪の中ご参集ありがとうございます。

令和6年第1回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

初めに、令和6年1月1日に能登半島を襲いました能登半島地震におきましてお亡くなりになられた方々、そのご家族、ご親族、関係者の方々に対しまして心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。まだまだ不安な日々が続いておりますが、被災地の一日も早い復旧・復興を祈念しております。

また、町においても石川県志賀町への支援活動をはじめ輪島市の避難所への職員派遣など、早急な対応に敬意を表します。

さて、議会活性化の一環として毎年取り組んでおります議会報告会では、4年ぶりに地域別の会場にて対面で開催し、町民の皆様の思いや意見を直接お聞かせいただきました。併せてお願いしましたアンケート調査でも多くの皆様からご回答いただき、感謝申し上げます。寄せられました貴重なご意見やご提言は、今後の議会活動に活かしてまいりたいと考えております。

本定例会は、令和6年度予算をはじめ、令和5年度補正予算、条例の制定や永世名誉町民に関する称号贈呈など、多くの重要案件を審議する議会であります。

本日提案されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明をいただきますが、議員各位におかれましては、全ての案件に対して十分な審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会となるよう格段のご協力をお願い申し上げます。

また、理事者、管理職各位におかれましても、円滑な議会運営にご協力賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

(開 会)

(午前10時03分)

**議長（湯本晴彦君）** ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和6年第1回山ノ内町議会定例会を開会します。

---

**議長（湯本晴彦君）** 会議に入る前に申し上げます。

本定例会の開催に当たり、地方自治法第121条の規定により、山本政宏代表監査委員に出席いただいております。

また、先般、執行機関側より議場内でのタブレット使用の要望があったことから、2月21日の議会運営委員会で協議の結果、本議会の会期中の使用を認めたので、報告します。

町長から招集の挨拶があります。

平澤町長、登壇

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） おはようございます。

本日ここに令和6年第1回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

まず初めに、このたびの令和6年石川県能登半島地震で犠牲となられた方々に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被害を受けられた方々の安全と、一日でも早く平穏な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げますとともに、被災地におきまして救済と復旧・復興支援等の活動にご尽力されている方々に深く敬意を表します。

山ノ内町としましても引き続き支援に力を入れてまいりたいと思います。

さて、私が町長に就任してもうすぐ1年になります。

昨年3月の初めての議会では、右も左も分からない新人町長に、当時の議員の皆様も職員も様々なことを親切に教えていただき、この1年間で少しずつ町長としての理解を深めてくることができました。

昨年は、段階的にですが、5名の地域活性化起業人というブレーンに首都圏から来てもらい、役場内の様々な部署のサポートをスタートさせることができました。今までの役場の殻を壊し、新しい時代にマッチした町政運営をするためには、常に外部から新しい知識や知見、実行力を取り入れるべきと感じ実行させていただきました。

今後は、今まで以上に、地域活性化起業人の活用だけではなく、地域おこし協力隊も活用していきたいと思っております。

昨年11月には、湯田中駅前にインフォメーションセンターが開設され、2月25日までで約8,394人の方々が利用されました。平均で1日106名の利用ということで、約4割が日本人、6割が外国人旅行者とのことです。私が当初想定していたよりも日本人比率が多かったと感じています。スノーモンキー人気が高まる地獄谷野猿公苑の入園者数も過去最高を記録しそうな勢いで伸びているとのことでした。

そして、この4月から山ノ内まちづくり観光局が本格稼働します。なるべく早い段階でのDMOへの登録を目指し、中央省庁との連携をしっかりと取りながら、山ノ内町の観光・農業だけではなく新規産業の創出、空き家対策など、多岐にわたる業務を町の商社として手掛けることで、町の活性化に寄与できる組織に育てていく所存です。

観光面では、町を観光で訪れた方々がすばらしい経験をして帰っていただけるように、これから1、2年かけて観光地としての受入れ環境の整備に重きを置いて進めていこうと思っております。

人手不足などの理由で、今まで当たり前のようにあった路線バスの維持が将来は難しくなる可能性があるなどの問題も想定されますので、新たな観光資源の導入なども含めた解決策を引き続き模索してまいります。

農業面では、引き続き山ノ内ブランドをより強力で確立できるよう、観光と連動したブラン

ディングをしつつ、6次産業の創出など町の価値を高められる道を模索していきます。

町の活性化には、まず経済の活性化が重要だと思っています。にぎわいがあり若い人が稼げる町にすることで、若い人たちが住みたいと思ってもらえる、そんな町の経済活性化を推進していきます。

役場の組織も、4月から新体制を組み、新しい時代に向けて新しい挑戦ができる体制をつくれます。窓口の一元化、子供関連の一元化、新しいこと、未来をつくるための新しい課の設立など、町民の皆様により使い勝手のよい役場を目指すとともに、新しい時代にマッチする役場を目指します。

これからの時代、山ノ内町は特に女性と外国人が活躍できる町を目指さなければなりません。女性、外国人、若い世代からお年寄りまで幅広い世代に魅力に映る町にすることで移住者を増やし、人口減少に歯止めをかけつつも、主力の観光経済と農業の活性化を目指し、人口減少を見据えたまちづくりと、様々な公共サービスの充実を模索していきます。

ようやく日本全体がデフレから脱却し始め、株価も上がり、世界に後れを取らないように動き出し始めたタイミングだと感じております。そんな中で、人件費の高騰、人手不足、物価高、資材高騰など、ほぼ全ての業種に影響の出る問題が増えております。しかし、この問題は今始まったわけではなく、一部は既に以前から問題視されていたことでもあります。

もちろん、町役場も新しい時代の新しい問題に対応していかなければなりません。特にこれからの町行政の課題として、今までよりも少ない人数で、今までよりもより質の高い町民サービスを展開しなければなりません。そのためには、役場内のDXを今まで以上に強力に推進し、業務内容に見直しをかけ、効率化を高め、職員一人ひとりの生産性を向上させます。

最近、まちづくりの重要なキーワードでサステナブルという言葉をよく聞きます。皆様ご存じだと思いますがSDGsで、SDGsとは何かといいますと持続可能な開発目標で、17の目標が設定されています。山ノ内町の学校の授業でもESD教育を取り入れておりますが、こちらは持続可能な開発のための教育という意味で、とてもすばらしい教育だと感じております。

昨年、当町でもゼロカーボンシティ宣言をさせていただきましたが、ESD教育にも力を入れている我が町として、SDGs、そして環境問題へは、これからもっと力を入れるべきだとも感じております。

観光の側面でも、近年、サステナブル・ツーリズムという概念が大きな広がりを見せています。国連世界観光機関（UNWTO）によれば、サステナブル・ツーリズムとは、訪問客、産業、環境、受入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光を意味します。

ユネスコエコパークでもある当町は、サステナブルな観光地としてサステナブル・ツーリズムを定着させ、山ノ内町ならではの環境に配慮した国際的な観光地を目指したいと思っております。

住民関連では、SDGsの11番に「住み続けられるまちづくりを」という項目があります。我々は、ただ単にゼロカーボンなどの環境問題にただ取り組むだけではなく、町全体が持続可能であり、20年後、50年後、100年後を見据えた持続可能なまちづくりをスタートさせなければいけないと思っております。

先日、長野県が企画したセミナーで、ニセコ町の片山健也町長と、ニセコまちづくり会社である株式会社ニセコまちの取締役の村上敦さんのお話を聞く機会がありました。

株式会社ニセコまちという会社は、公民連携の会社ですが、ニセコの価値を高めるために、将来の世代にわたって誇れるような持続可能な町を目指した、サステナブルな住宅エリア開発と運用を行っています。

住みやすい、魅力のある住宅エリアをつくり、移住者だけではなく年配者が、住み慣れた一軒家から生活が楽な集合住宅に引っ越してくることも想定し、資産として流動性の高い不動産開発を行い、誰もが住みやすいまちづくりを行っているようです。

我々の町も、全ての面でサステナブルな、未来の循環型社会の基礎となる、持続可能なまちづくりを目指さなければならないと改めて実感しつつ、決意と覚悟を持ってこれからも山ノ内町の町政運営に当たっていく所存です。

さて、本議会にご提案申し上げます案件は、専決処分報告2件、承認1件、永世名誉町民の称号の贈呈について1件、令和5年度一般会計等の補正予算が6件、条例の制定・一部改正が15件、令和6年度一般会計等当初予算の7件の計32件であります。

十分ご審議の上ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

---

(開 議)

(午前10時13分)

議長(湯本晴彦君) これより本日の会議を開きます。

---

### 諸般の報告

議長(湯本晴彦君) 諸般の報告を行います。

既にご承知のことと思いますが、今月6日、名誉町民であります小澤征爾様をご逝去されました。小澤様には、毎年、山ノ内中学校での「小澤征爾コンサート」において児童・生徒等にオーケストラの神髄を披露いただくなど、児童・生徒に限らず町民に大きな感動を与えるとともに、当町の音楽文化の向上に大変なご尽力をいただきました。

ご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

皆さん、ご起立をお願いします。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 黙禱。

(黙 禱)

議長(湯本晴彦君) 黙禱を終わります。

ありがとうございました。どうぞ着席ください。

(全員着席)

**議長（湯本晴彦君）** 次に、議員の辞職についてご報告申し上げます。

山本岩雄氏から去る12月18日付で辞職したい旨の申出がありました。閉会中であったことから、地方自治法第126条の規定により議長において同日付でこれを許可いたしましたので、報告いたします。山本氏の辞職により1名減の13名となり、議員一人ひとりの負担も増えますが、今後の議会活動に支障がないよう議員各位にはご尽力いただきたいと思います。

次に、請願、陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る2月21日の議会運営委員会までに受理されました陳情書は1件です。町村議会の運営に関する基準第129項に基づき、お手元に配付しましたとおり資料配付の扱いとしましたので、よろしくをお願いします。

次に、2月14日から19日まで令和6年2月北信広域連合議会定例会が開催され、令和5年度補正予算3件、令和6年度一般会計・特別会計予算3件、監査委員の同意など9議案が原案のとおり可決されました。

2月20日には、長野県町村議会議長会第38回定期総会が諏訪市で開催され、令和6年度事業計画及び一般会計予算、能登半島地震により甚大な被害があった石川県の7町に対する災害見舞金50万円の贈呈等が承認されました。

また、2月21日、北信保健衛生施設組合議会の令和6年2月定例会が開催され、令和5年度補正予算1件、令和6年度一般会計及び特別会計予算3件の4議案が原案のとおり可決されました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 1 会議録署名議員の指名について

**議長（湯本晴彦君）** 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

13番 白鳥金次君

1番 小田孝志君

2番 畔上恵子君

を指名します。

---

## 2 会期の決定について

令和6年第1回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期22日間)



月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
2. 27	火	本 会 議	午前10時	午後 5 時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第1号～第2号 上程、提案説明、質疑、受理 承認第1号 上程、提案説明、質疑、承認 議案審議 議案第1号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第2号～第29号 上程、提案説明 発委第1号 上程、提案説明、質疑、討論、採決
		全員協議会			本会議終了後
28	水	休 会			
29	木	本 会 議	午前10時	午後 5 時	一般質問
3. 1	金	本 会 議	午前10時	午後 5 時	一般質問 議案審議 議案第2号～第7号 質疑、討論、採決 議案第8号～第29号 質疑、委員会付託
		全員協議会			本会議終了後
2	土	休 会			
3	日	休 会			
4	月	休 会			
5	火	委 員 会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会 (予算審査)
6	水	委 員 会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会 (予算審査)
7	木	委 員 会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会 (予算審査)
8	金	委 員 会	午前 9 時	午後 5 時	予算決算審査委員会 (予算審査)

9	土	休 会			
10	日	休 会			
11	月	委 員 会	午 前 9 時	午 後 5 時	常任委員会（条例等審査）
12	火	委 員 会	午 前 9 時	午 後 5 時	常任委員会（条例等審査）
13	水	議 会 運 営 委 員 会	午 後 2 時	午 後 5 時	議会最終日日程審議
14	木	休 会			
15	金	休 会			
16	土	休 会			
17	日	休 会			
18	月	休 会			
19	火	本 会 議	午 後 2 時	午 後 5 時	議案審議 常任委員会報告 議案第8号～第22号 質疑、討論、採決 予算決算審査委員会報告 議案第23号～第29号 質疑、討論、採決
		全員協議会			

議長（湯本晴彦君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程のとおり、本日2月27日から3月19日までの22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（湯本晴彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日2月27日から3月19日までの22日間に決定しました。

3 報告第 1号 専決処分の報告について

専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

4 報告第 2号 専決処分の報告について

専決第17号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（湯本晴彦君） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について、専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について及び日程第4 報告第2号 専決処分の報告について、専決第17号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についての2件を一

括上程し、議題とします。

以上2件について報告書の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 報告第1号及び報告第2号について一括してご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告について、専決第16号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

概要につきましては、道路側溝に設置されたグレーチングに相手方の車両が乗ったところ、グレーチングが跳ね上がり、車両の燃料タンクやマフラー等を損傷したものです。発生年月日は令和5年8月13日、発生場所は山ノ内町大字平穏4852番地1付近、町道下手二王堂下線内です。相手方の住所・氏名は須坂市明德9の6、草間優美氏で、損害賠償額は80万7,627円です。

以上について令和5年12月18日付で専決し、同日付で和解に至りましたので、ご報告申し上げます。

続いて、報告第2号 専決処分の報告について、専決第17号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

内容は、公用車と車両2台との接触事故であります。発生日時は令和5年10月12日午前9時45分ごろ、発生場所は大字佐野、町道宮下川原線戸狩インターチェンジ交差点です。相手方の住所は長野市稲里町中氷鉋434番地4、車両所有者及び運転者は藤沢宣雄氏です。

もう1台の相手方の住所は山ノ内町大字佐野1275番地、車両所有者は農事組合法人志賀高原培養センター生産組合で、運転者は従業員の山口ひろき氏です。

和解日及び賠償金額は令和5年12月25日で、藤沢宣雄氏へ14万2,340円、志賀高原培養センター生産組合へ6万7,243円です。

以上について令和5年12月25日付で専決しましたので、ご報告申し上げます。

以上、報告第1号及び報告第2号について一括してご説明申し上げました。十分ご審議の上、報告のご受理をお願いいたします。

**議長(湯本晴彦君)** これより一括質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。

以後の議案等についても同様とします。

12番 小林克彦君。

**12番(小林克彦君)** 専決第16号について伺います。

最近、昨年から……

議長（湯本晴彦君） 小林克彦君に申し上げます。

マイクを上げてしゃべってください。

12番（小林克彦君） 最近、このグレーチングの跳ね上げによる事故、これ続いているんですけども、グレーチングの事前の点検、本来は固定すれば一番いいんでしょうけれども、U字溝の破損とかいろいろ原因があると思うんです、跳ね上げにするには、きちんとはまっていれば跳ね上がる必要がないので、これについて、町だけで点検というのは難しいかもしれませんが、地元等から意見聴取をして、事前にこんな跳ね上げ事故が発生しないような行動を取っているかどうか、そこをちょっと伺います。

議長（湯本晴彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（望月弘樹君） おはようございます。説明をさせていただきます。

本件につきましては、溝蓋等が設置されたその真ん中にグレーチングが1枚あったものでございまして、今回につきましては、集水ますの受けの部分が破損しておりまして跳ね上がったと確認しております。こちらにつきましては業者に依頼しましてアングルの設置をいたしましたので、固定はしっかりできるという状態にさせていただきました。

議員のご質問であります点検等につきましては、問題等を聞いたときにはグレーチングを接続する等を行っておりますけれども、全ての施設を見ることがなかなか困難ではありますけれども、土木見回り等もありますので、地元の皆さんにもご協力を依頼しながら気をつけていきたいと考えております。

以上です。

議長（湯本晴彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

報告第1号及び第2号について、これをもちまして受理することとします。

---

## 5 承認第1号 専決処分の承認について

### 専決第1号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179号第1項の規定により専決処分しましたので、ご説明申し上げます。

本案は、戸籍法の一部改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が令和5年12

月6日に公布されたことにより、新たなサービスについて町の手数料徴収条例の一部を改正するものです。

戸籍謄本等の広域交付や戸籍等の電子証明書提供用識別符号の発行及び届出書類等情報の内容を表示したものの交付や閲覧が可能となることから、第2条第1項中に根拠規定や事務内容及び手数料の追記を行い、令和6年3月1日から施行するものです。

十分ご審議の上ご承認をお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** これより質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号について承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（湯本晴彦君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認されました。

---

## 6 議案第1号 山ノ内町永世名誉町民の称号の贈呈について

**議長（湯本晴彦君）** 日程第6 議案第1号 山ノ内町永世名誉町民の称号の贈呈についてを上程し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

**町長（平澤 岳君）** 議案第1号 山ノ内町永世名誉町民の称号の贈呈についてご説明申し上げます。

本案は、山ノ内町名誉町民条例第6条の規定により、故小澤征爾氏に山ノ内町永世名誉町民の称号を贈呈しようとするものです。

小澤氏におかれましては、中学生に生のオーケストラに親しんでもらいたいとの申出から、昭和61年から山ノ内町中学校で小澤コンサートが行われるようになり、小澤氏の指揮による一流音楽家との演奏と迫力ある演奏を目の前で体験した中学生から合唱のお礼による交流が毎年続き、近年、体調を崩されてからもビデオレターや手紙、本年度もメッセージをいただき交流が続いてきました。

音楽を通じて子供をはじめとする全ての町民に大きな感動を与えるとともに、音楽文化の向上に尽力された功績により、町では平成3年に山ノ内町名誉町民に登録し、その後も全ての町民に音楽のすばらしさを身近に感じられる活動を続けてこられました。去る2月6日、88歳の天寿を全うされご逝去されました。

これまで全ての町民に感動と潤いを与え、音楽文化の発展、文化の薫り高い人づくりへの礎

を築いてこられました。小澤国際室内楽アカデミー奥志賀では、小澤氏の遺志を継ぎ、志賀高原でのコンサート、中学校での小澤コンサートを継続していくご意向とのことでした。

これらの功績は顕著であり、後世にわたり顕彰するものです。十分ご審議の上ご承認をお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第1号を採決します。

議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

**議長（湯本晴彦君）** 起立全員です。

したがって、議案第1号 山ノ内町永世名誉町民の称号の贈呈については原案のとおり可決されました。

---

7 議案第2号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）

8 議案第3号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

9 議案第4号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

10 議案第5号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）

11 議案第6号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

12 議案第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）

**議長（湯本晴彦君）** 日程第7 議案第2号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）

から日程第12 議案第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案を一括上程し、議題とします。

以上6議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

**町長（平澤 岳君）** 議案第2号から議案第7号までの6議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 令和5年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は歳入歳出予算及び地方債の補正です。

補正予算額は歳入歳出それぞれ1億14万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ77億3,628万7,000円とするものです。

繰越明許費では、戸籍法改正によるシステム改修事業、道路改良舗装工事を計上しております。

地方債の補正では、過疎対策事業債、公営住宅建設事業債及び脱炭素化推進事業債の減額などにより、起債の限度額を変更するものです。

補正予算の歳入から申し上げます。

11款地方交付税では、臨時経済対策費の追加などによる増額補正です。

13款分担金及び負担金では、農業費分担金、林業費分担金それぞれ事業費の確定による補正です。

14款使用料及び手数料では、同様にそれぞれの事業費確定による減額補正です。

15款国庫支出金の国庫負担金では、児童福祉費負担金の減額、保健衛生費負担金の増額などによるものです。

同じく15款国庫支出金の国庫補助金では、総務費国庫補助金として個人番号関連事業及び戸籍法関連事業に関する減額などです。土木費補助金では、道路橋梁費補助金の減額、住宅費補助金の増額などです。

次に、16款県支出金の県負担金では、民生費県負担金として児童福祉費負担金の減額など、衛生費負担金では保健衛生費負担金などの補正です。

同じく16款の県補助金では、総務費県補助金としてU I Jターン就業・創業移住支援補助金など事業の確定による減額、また、林業水産業費県補助金では農業費補助金などを減額、土木費県補助金では耐震改修事業に係る補助金を減額したものです。

17款財産収入では利子及び配当金の減額、18款寄附金では、一般寄附金としてガバメントクラウドファンディングの増額のほか、いのちを守る森づくり寄附金を減額したものです。

19款繰入金では、基金繰入金として財政調整基金繰入金及びふるさと基金繰入金の減額、また森林経営管理基金繰入金を減額したものです。

21款諸収入では延滞金を増額したものです。

同じく、21款の雑入では、総務費雑入としてコミュニティ助成の減額、民生費雑入では地域福祉センター管理収入の減額、衛生費雑入では急速充電器電気代の権利金の増額、農林費雑入では夜間瀬活性化センター管理実費の減額、商工費雑入ではユネスコエコパークに係るイベント参加料の減額、教育費雑入では、志賀高原ロマン美術館前の物品販売料等の増額などです。

22款町債の総務債では、楽ちんバス購入事業完了に伴う減額、民生債では、地域福祉センターLED化工事完了に伴う減額、土木債では、町営住宅長寿命化型改良事業完了及び湯田中温泉公園整備事業完了に伴う減額、教育債では、夜間瀬ふれあいセンター改良事業の完了及び旧北部公民館解体事業の完了による減額です。

次に、歳出について申し上げます。

1款議会費では、令和6年度の組織機構改革に伴い、町側課長等の表貼準備の経費を計上し

たものです。

2款総務費では、総務管理費として、役場分室解体工事完了に伴う工事請負費の減額、またDX推進事業の実績に伴う減額、UIJターン就業・創業移住支援の事業費確定による減額、友好交流事業費の確定による減額、ふるさと寄附金事業の確定による減額のほか、基金費として減債基金元金積立金を増額したものです。

危機管理費では、防災マップ更新業務の減額、特殊詐欺等被害防止等対策機器購入補助の減額などです。徴税費では、賦課徴収費に係る関連経費を計上しております。戸籍住民基本台帳費では、戸籍法改正によるシステム改修については国の動向を注視しつつ増減を行い、残高は次年度への繰越事業としております。

3款民生費では、社会福祉費として、地域福祉センター費の減額、後期高齢者医療費の減額、物価高騰対策低所得世帯交付金事業及び同子育て世帯交付金事業を増額したものです。児童福祉費では児童手当費の減額をしたものです。

4款衛生費では、環境衛生費の財源を補正したもののほか、清掃総務費として減額補正したものです。

5款農林水産業費では、農業振興費、耕地事業費、林業振興費など、事業の完了に伴いそれぞれ補正計上したものです。

6款商工費では、商工振興費として主に年末年始における消雪対策として町制度資金利子補給金の増額のほか、観光振興費、観光施設費、ユネスコエコパーク費それぞれ実績による減額などを計上したものです。

7款土木費、道路橋梁費では除雪機器購入費用、道路新設改良費をそれぞれ減額しました。都市計画費では空中写真撮影業務、湯田中温泉公園関連工事の減額をしております。住宅費では公営住宅管理費、住宅対策費をそれぞれ減額しております。

8款消防費では、岳南広域消防組合負担金の確定による減額、消火栓工事完了に伴う減額などです。

9款教育費では、中学校費の通級指導教室のサテライト教室の開設に伴いW i - F i 環境整備費用などの増額、社会教育費として美術館管理費、文化センター管理費ではそれぞれ事業完了などによる減額、ふれあいセンター管理費では旧北部公民館解体工事の減額などです。

12款諸支出金では、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険特別会計へのそれぞれの繰出金を計上したものです。

次に、議案第3号 令和5年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

補正の内容は事業勘定の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,609万3,000円とするものです。

主な内容は、保険基盤安定等一般会計からの繰入金額と前年度繰越金額が確定したこと等による増額及び財源調整により基金繰入金の減額です。



歳出の主な内容は総務費の増額を計上するものです。

続いて、議案第4号 令和5年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,885万3,000円とするものです。

歳入の内容は、一般会計からの繰入金である保険基盤安定分の確定による減額、前年度繰越金額の確定により増額をするものです。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を歳入と同額とし、減額するものです。

次に、議案第5号 令和5年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ75万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,039万9,000円とするものです。

歳入の内容は、国支払基金、県・町などルール等の介護給付費負担金等の確定見込みによる増減と、支払準備基金繰入金、前年度繰越金による財源の組替えを行うものです。

歳出の内容は、システム改修内容変更による減額と、保険給付費の各種サービスの給付見込みによる増減、地域支援事業の減額を行うものです。

続いて、議案第6号 令和5年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を36万5,000円増額し総額5億526万8,000円に、支出額を63万円増額し総額4億9,832万8,000円とするものです。

内容につきましては、水質浄化センター耐震診断事業に係る交付金収入の増及び耐震診断事業費の増です。

次に、議案第7号 令和5年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を1,000万円減額し総額2億6,540万2,000円とするものです。

内容につきましては、企業債対象事業の精査に伴う財源振替に係る補正です。

以上、議案第2号から議案第7号までの6議案について一括してご説明申し上げます。

なお、議案第2号について総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上ご承認をお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 補足の説明を求めます。

議案第2号について総務課長。

**総務課長（古幡哲也君）** 〔議案に基づく補足説明〕

**議長（湯本晴彦君）** ここで議場内の換気のため11時10分まで休憩いたします。

（休 憩）

（午前11時02分）

---

(再 開)

(午前11時10分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長(湯本晴彦君) 初めに、議案資料について訂正がございます。

承認第1号 専決処分の承認についての資料についてですけれども、承認日について「令和6年3月」と入っておりますが、こちらを「2月」と訂正していただき、「27日承認」としてください。

それと、続いて総務課長から訂正をお願いいたします。

総務課長(古幡哲也君) 先ほど補足説明をさせていただいた中で、1か所間違えて申し上げた金額がありますので、発言の訂正をさせていただきたいと思います。

場所は、18ページの2款総務費の4項戸籍住民基本台帳費で、説明のときに補正の金額を「1,430万円減額」と申し上げてしまったかと思いますが、金額は「143万円」の誤りでしたので、訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

議長(湯本晴彦君) それでは議案に戻ります。

---

- 13 議案第 8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 9号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第10号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 山ノ内町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第13号 山ノ内町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第15号 長野県志賀高原自然保護センター条例の制定について
- 21 議案第16号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第17号 山ノ内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長(湯本晴彦君) 日程第13 議案第8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第23 議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの11議案を一括上程し、議題とします。

以上11議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 議案第8号から議案第18号までの11議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 山ノ内町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和6年度組織機構の見直しにより各所属に係る職員定数を変更するとともに、定数から除く職員を規定するために所要の改正を行うものです。

次に、議案第9号 山ノ内町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、従来、フルタイムの会計年度任用職員に対しては勤勉手当の支給を行わないとされてきましたが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和6年度から新たに支給を行うことについて所要の改正を行うものです。

続いて、議案第10号 山ノ内町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、パートタイムの会計年度任用職員に対して令和6年度から新たに勤勉手当の支給を行うことについて所要の改正を行うものです。

次に、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、従来、育児休業をしているフルタイムの会計年度任用職員に対しては勤勉手当の支給を行わないとされてきましたが、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和6年4月1日からは支給を行うことができるとされたことから、所要の改正を行うものです。

続いて、議案第12号 山ノ内町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、現行の条例では物品の賃貸借及びこれに関する保守の委託、施設設備等の維持管理に関する委託、情報処理に関する業務委託について長期継続契約の対象としておりますが、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17で役務の提供を受ける契約も条例で定めることで長期契約ができるとされていることから、令和6年度における小・中学校の外国語指導助手の配置に向け、専門的知識や技術の提供に係る業務についても長期契約できるように一部改正を行うものです。

次に、議案第13号 山ノ内町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、令和6年度組織機構の見直しに係るもので、山ノ内町組織条例及び山ノ内町組織規則に定める事務分掌に基づき担当課を改めるため条例の一部の改正を行うものです。

続いて、議案第14号 山ノ内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

本案は、長野県の国民健康保険運営方針において、将来的な保険税水準の統一に向けて令和9年度までに資産割を廃止し、県内全市町村の算定方式を所得割、均等割、平等割の3方式とする方針が示されたことに伴い改正するものです。

改正の概要は、資産割を廃止、併せて所得割、均等割及び平等割等を見直すものです。

次に、議案第15号 長野県志賀高原自然保護センター条例の制定についてご説明申し上げます。

長野県志賀高原自然保護センター条例の制定についてであります。長野県の県有財産である長野県志賀高原自然保護センターが山ノ内町へ移譲されるため、施設の設置等に関し必要な事項を定める条例を制定するものです。

長野県志賀高原自然保護センターは志賀高原総合会館98内にありましたが、これまでは長野県自然公園施設条例に必要な事項が定められておりました。施設の移譲に伴い、山ノ内町での施設の設置、名称や位置など必要な事項を定めるものです。

続いて、議案第16号 山ノ内町営水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和6年4月1日から水道事業の所管省庁が厚生労働省から国土交通省に移管されるため、水道法の一部が改正されたことにより本条例の改正を行うものです。

次に、議案第17号 山ノ内町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案も、所管省庁の移管による水道法の改正により、水道技術管理者の資格基準について、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道管理に関する講習の課程を終了した者となるため、本条例の改正を行うものです。

続いて、議案第18号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、消防団員等消防従事者が消防などの活動中の負傷や死亡により損害を受けた場合、損害に対する補償をするための条例です。

今回の条例改正は、国において本年4月1日から非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されることに伴う改正です。

以上、議案第8号から議案第18号までの11議案について一括してご説明申し上げます。

なお、議案第14号を税務課長に、議案第18号を消防課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上ご承認をお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 補足の説明を求めます。

議案第14号について税務課長。

**税務課長（高木和彦君）** 〔議案に基づく補足説明〕

議長（湯本晴彦君） ここで、町長より説明の訂正を求められましたので、訂正をお願いいたします。

平澤町長。

町長（平澤 岳君） すみません、先ほど私の説明で議案第14号、国民健康保険税条例のところで、所得割、均等割、平等割の、平等割の漢字の読み方を間違えておりましたので、訂正させていただきます。失礼しました。

議長（湯本晴彦君） 続いて、補足の説明に戻ります。

議案第18号について消防課長。

消防課長（湯本睦夫君） [議案に基づく補足説明]

---

24 議案第19号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

25 議案第20号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

26 議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

27 議案第22号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第24 議案第19号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第27 議案第22号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定についてまでの4議案を一括上程し、議題とします。

以上4議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第19号から議案第22号までの4議案について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第19号 山ノ内町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の改正は、電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の承認業務に関する法律が改正されたことに伴い、利用者証明用電子証明書をスマートフォンに登載することが可能となったため、コンビニ交付による印鑑登録証明書の交付申請について、スマートフォンに登載した利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するものです。

次に、議案第20号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う改正です。

内容としては、施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書名掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととすること及び文言の適正化を図る改正となります。

続いて、議案第21号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令と介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴い、令和6年度から第9期介護保険事業計画期間（令和6年度から令和8年度まで）が開始されることにより、第1号被保険者介護保険料の基準額を月額5,500円、年額6万6,000円とし、保険料設定等の改正を行うものです。

次に、議案第22号 山ノ内町犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、長野県では令和4年4月に長野県犯罪被害者等支援条例が施行され、県内自治体でも同条例の制定が進んでいることから、当町におきましても犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者等の支援に関して基本理念を定めるとともに、総合的な支援を推進していくための必要な事項について条例で定めるものです。

主な趣旨は、犯罪被害者等支援に関し関係機関等と相互に連携を図りながら相談体制を充実させ、必要な情報提供及び助言そのほか必要な支援を行うこと、また支援金の支給について規定し、経済的支援を行うこと等です。

犯罪被害者等が発生した場合に、一日でも早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう必要な支援を迅速かつ途切れることなく提供し、被害の軽減及び早期回復を図ることを目的とした内容です。

以上、議案第19号から議案第22号までの4議案について一括してご説明申し上げます。

なお、議案第19号及び議案第21号については健康福祉課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上ご承認お願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 補足の説明を求めます。

議案第19号及び議案第21号について健康福祉課長。

健康福祉課長（小林一夫君） [議案に基づく補足説明]

- 
- 28 議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算
  - 29 議案第24号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
  - 30 議案第25号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
  - 31 議案第26号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計予算
  - 32 議案第27号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
  - 33 議案第28号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
  - 34 議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（湯本晴彦君） 日程第28 議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算から日程第34

議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算までの7議案を一括上程し、議題とします。  
以上7議案について提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

**町長(平澤 岳君)** 議案第23号から議案第29号までの令和6年度当初予算関係7議案につきまして一括してご提案申し上げます。

最初に、予算編成の基本的な考え方と予算概要について申し上げます。

令和6年度は、第6次町総合計画の4年目に当たり、町の将来像「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土(まち)」の実現に向け、着実に事業を推進していくことが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより社会経済活動が回復傾向に向かうことを期待しつつ、国が進めるデジタル化に向けた新たな住民サービスの構築などへの取組も重要です。

政策的経費に充てる一般財源に限られる中、イノベーション戦略プラン2.0の取り組むべき4つの柱をベースに、人口減少・少子高齢化対策や産業活性化に重点的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、令和6年度は組織機構の見直しを行い、時代に合わせた創意工夫と新たな視点で事務事業を見直し、町の厳しい財政状況を踏まえた上で、先例や慣例にとらわれず、選択と集中の下、スピード感を持って取り組み、限られた財源を効率的・効果的に活用し、ますます多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう当初予算を編成しました。

それでは、議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算について申し上げます。

山ノ内町一般会計予算の総額は76億8,300万円です。平成29年度から8年連続で70億円を超える大型予算となります。なお、前年度当初予算72億775万円からは4億7,525万円、率にして6.6%の増となります。

主な事業ですが、国が定める自治体の情報システムの標準化・共通化への対応を進めるとともに、「書かない役場」・「行かない役場」をテーマとして各種手続の簡素化や行政手続のオンライン化など、DX活用による住民の利便性向上を図ります。

また、昨年9月のゼロカーボンシティ宣言に基づき、地球温暖化対策を推進してまいります。

産業活性化では、新たに発足した山ノ内まちづくり観光局を軸に町の観光産業をさらに活性化し、重要な成長分野であるインバウンド需要などにも対応するとともに、物価高騰や異常気象の影響などで疲弊した観光商工事業者に対し利子補給金の支給などの支援を継続してまいります。

また、求人求職マッチングシステムを新たに構築し、人手不足からくるサービスの低下を防ぐなど、地域と連携しながら観光地のさらなる魅力アップに努めます。

農業では、担い手後継者対策、新規就農者や経営支援に関する各種補助事業を継続拡充し、

農作業の省力化、軽量化を目的としたスマート農業推進にも引き続き力を入れるほか、ブランド農業推進のため、産地ブランド力の向上に一層に取り組み、農業振興を図ります。

保険・医療・福祉分野では、18歳までの子ども医療費窓口完全無料化をはじめ、結婚活動応援事業、出産育児祝い金、福祉乗り物補助券給付、介護慰労金の継続など、子供からお年寄りまで町民誰もが生き生きと暮らせるよう福祉の充実を図ります。

教育・文化部門では、小学校統合に向け様々な視点からさらなる検討を進めるべく、小学校統合整備計画策定支援業務経費のほか、対話多文化共生の特化を目的として小学校、中学校それぞれに英語講師、外国語指導助手を加配するなど、将来を担う子供たちの学習環境の整備の充実を図ります。

また、近年の食材、光熱費の値上げなど、物価高騰の影響を直接受けている給食費について補助を増額し、子育て支援の強化を図ります。

都市基盤・生活環境では、橋梁長寿命化工事や仮称ですが湯田中温泉公園整備事業、防災無線システムの適正な保管管理などにより、安心安全で住みよい環境の構築を目指します。

予算の執行に当たりましては、町民と行政の協働による「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」を目指して、行政運営の指針である最少の経費で最大の効果を基本に置き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの財政指標のクリアを念頭に、バランスの取れた町政運営となるよう適正な執行に努めます。

次に、議案第24号 令和6年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算の事業勘定につきましては、前年度比較1,740万円増の総額16億4,480万円です。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任を担い、市町村とともに運営主体となり制度の安定化を図ることとなっているため、長野県が策定する国民健康保険運営方針と市町村標準保険料率を参考に、当町の国保税率は毎年度見直しを行っています。

国が示すロードマップでは、将来的な保険料統一を見据えて令和9年度までに資産割を廃止する方針が示されていることから、この3月議会でご提案申し上げているとおり、令和6年度の国保税率は資産割を全廃することとし、この税込減額分につきましては基金を活用して被保険者の負担を軽減すべく、他の所得割、均等割、平等割についても見直しを図りました。

直営診療施設勘定につきましては前年度と同額の14万円です。

続いて、議案第25号 令和6年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算では、前年度比3,130万円増の2億2,330万円です。

次に、議案第26号 令和6年度山ノ内町介護保険特別会計予算については、前年度比5,459万円増の歳入歳出予算総額19億4,875万円とするものです。

令和6年度から令和8年度までの3年間の第9期介護保険事業計画期間とし、令和6年度が計画期間の初年度となることから、介護保険事業計画との整合を図りながら予算の編成を行いました。第9期計画の第1号被保険者の介護保険料については、基準額を月額5,500円、年額を6万6,000円としています。



また、国の定めるところにより所得段階を13段階に、各所得段階の標準料率の変更、所得段階の第6段階以降を区分する基準額、所得額の改定等により低所得者層の負担軽減を図っております。

歳入は、第1号被保険者の介護保険料と保険給付費等の国、支払基金、県等のルール分による公費負担を見込むとともに、介護保険支払基準基金から6,853万円の繰入れを行うものです。

歳出の保険給付費は、要介護度の認定状況や介護保険サービス利用増加等により前年度比2.38%増の17億9,018万円です。

また、地方支援事業費は、介護予防・生活支援体制等により前年度比6.67%増の1億1,294万円です。

続いて、議案第27号 令和6年度山ノ内町公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額4億8,489万円、支出額4億7,996万円です。

資本的収入及び支出につきましては、収入額1,872万円、支出額1億2,814万円です。

次に、議案第28号 令和6年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額1億7,373万円、支出額1億7,167万円です。

資本的収入及び支出につきましては、収入額3,324万円、支出額6,981万円です。

続いて、議案第29号 令和6年度山ノ内町水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額4億4,370万円、支出額3億9,874万円を計上し、水道水の安定供給のため水道施設の維持管理事業を実施してまいります。

資本的収入及び支出につきましては、収入額3,215万円、支出額1億6,448万円を計上し、水道施設等の改良事業を実施してまいります。

以上、議案第23号から議案第29号までの令和6年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算概要について一括してご説明申し上げます。

引き続き厳しい財政運営ではありますが、町の将来像の実現に向け、限られた予算の中で着実に事業を進めてまいります。

なお、細部につきましては、議案第23号を総務課長に、議案第24号から第26号までを健康福祉課長に、議案第27号から第29号までを建設水道課長に補足の説明をさせます。十分ご審議の上ご承認をお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** 補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。

また、説明は要点を捉え、要領よく、分かりやすく、大きな声でお願いします。

まず、議案第23号について総務課長。

**総務課長（古幡哲也君）** [議案に基づく補足説明]

**議長（湯本晴彦君）** ここで、説明の途中で申し訳ありませんが、区切りがよいので一旦ここで切りまして、昼食のため午後1時10分まで休憩したいと思います。

(休憩)

(午前11時53分)

---

(再 開) (午後 1時10分)

議長(湯本晴彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長(湯本晴彦君) まず初めに、資料に誤りが見つかりましたので訂正をさせていただきます。  
議事日程をご覧ください。

1枚目の裏をご覧ください。

「日程第16」を「日程第14」に、その2つ下の「日程第14」を「日程第16」に訂正をお願いいたします。

続いて、総務課長からも訂正の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

総務課長(古幡哲也君) 先ほど午前中の議案第23号 令和6年度山ノ内町一般会計予算の補足説明の中で、数字の読み間違いがございましたので、訂正させていただきます。

訂正の箇所は、38ページの22款町債、1項町債の37ページの一番最後の行から続いております7目教育債のところ、38ページのまず3節中学校施設整備事業債で、本来は「1,050万円」のところ、説明では「1,700万円」と申し上げてしまいまして、その下、4節の社会教育施設整備事業債を正しくは「1,700万円」のところ「2,000万円」と申し上げてしまいました。

おわびして訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

議長(湯本晴彦君) それでは補足の説明に戻ります。

議案第23号について説明を再開してください。

総務課長。

総務課長(古幡哲也君) [議案に基づく補足説明]

議長(湯本晴彦君) 次に、議案第24号から議案第26号までの3議案について健康福祉課長。

健康福祉課長(小林一夫君) [議案に基づく補足説明]

議長(湯本晴彦君) 次に、議案第27号から議案第29号までの3議案について建設水道課長。

建設水道課長(望月弘樹君) [議案に基づく補足説明]

---

### 35 発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長(湯本晴彦君) 日程第35 発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本議会運営委員長、登壇。

(議会運営委員会委員長 山本光俊君登壇)

議会運営委員長(山本光俊君) 11番 山本光俊です。

それでは、発委第1号について説明をさせていただきます。

発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例について

当町は、山ノ内町議会委員会条例の一部を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月27日 提出

山ノ内町議会運営委員長 山本光俊

令和6年 月 日 議決

山ノ内町議会議長 湯本晴彦

提案理由について説明をさせていただきます。

本案の改正の内容は2点でございます。

1つは、本年4月より実施される町の組織改革にあわせ現行の委員会の所管を改正する必要があること、もう1つは、予算決算審査委員会では審査できる予算の範囲を当初予算と定めています。補正予算についても審査ができることとするため改正するものです。

これにより、総務産業常任委員会の所管は、ア、総務課に関する事項、イ、選挙管理委員会に関する事項、ウ、未来創造課に関する事項、エ、危機管理に関する事項、オ、産業振興課に関する事項、カ、農業委員会に関する事項、キ、建設水道課（公営企業の組織を含む）に関する事項、ク、消防課に関する事項、ケ、会計室に関する事項、コ、議会（議会運営委員会に関する事項を除く）に関する事項、サ、監査委員会に関する事項、シ、他の常任委員会の所管に属さない事項となり、社会文教常任委員会は、ア、住民税務課に関する事項、イ、健康福祉課に関する事項、ウ、教育委員会（こども未来課及び生涯学習課）に関する事項となります。

また、第2条第4号のアを現行の「当初予算の審査に関する事項」としているものを、「予算の審査に関する事項」に改めます。

説明は以上になります。皆様のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

**議長（湯本晴彦君）** これより質疑、討論、採決を行います。

発委第1号について質疑を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

**議長（湯本晴彦君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

**議長（湯本晴彦君）** 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 山ノ内町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

**議長（湯本晴彦君）** 以上をもって本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦労さまでした。

(散 会)

(午後 2時00分)